

都道府県等名：広島県

目的	目標	目標値			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 12.5%	16.7%	95%	広島県	12.5%	95%	61,000	
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 101.6	113.0	111%	広島県	101.6	111%	13,161,000	
	養殖衛生管理体制の整備（一般型）	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 92.8%	92.6%	99%	広島県	92.8%	99%	182,277	
	重要病害虫の特別防除等（一般型）	対象病害虫の調査の総回数 120回	120回	100%	広島県	120回	100%	231,000	
総計・総合達成度				総合達成度 110% 総合評価 A				13,635,277	

## 国による評価の概要

総合達成度は110%であり、「総合評価A」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第3号-1

令和2年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金） 都道府県等成果及び評価報告書 （令和3年8月作成）

都道府県等名：広島県

目的	目標	目標値			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
Ⅱ 伝染性疾病 ・病害虫の発生予防・まん延防止	養殖衛生管理体制の整備 (特別交付型)	特定疾病（急性肝臓臓壊死症）のまん延防止	特定疾病のまん延防止	達成	広島県	特定疾病のまん延防止	達成	246,402	
総計・総合達成度				総合達成度 達成 総合評価 適正				246,402	

国による評価の概要

総合達成度は「達成」であり、総合評価「適正」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進					
事業実施期間 令和2年度			都道府県等名 広島県		
事業の実施方法 消費・安全対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別添1の事業メニューの実施に当たってのガイドライン第1の1の（2）のア及びイの規定に沿って実施。					
1 農薬の安全使用の推進 6月1日から8月31日までの3か月間を農薬危害防止の重点期間と定め、農薬適正使用に係る啓発活動により、農薬使用者への農薬の危害防止について周知徹底を図った。また、6月及び3月に権限移譲市町（17市町）担当者を対象とした、農薬取締法研修会を行った。					
2 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬販売者、農薬使用者に対し、立入検査による監視を実施し、農薬の適切な販売及び管理等について確認を行うとともに、改善指導を行った。					
3 現状値及び目標値の設定 （不適切な販売及び使用の発生割合：実施要領別表1に基づき設定）					
（1）現状値（平成28～30年度の延べ実施数に対する違反率） （販売違反率25.8%+使用違反率0%）/2 = 12.9% 不適切な販売（使用）者数/調査等実施販売（使用）者数 違反率 ア 販売状況 16 / 62 ×100=25.8% イ 使用状況 0 / 34 ×100=0%					
（2）目標値（令和2年度） （販売違反率25.0%+使用違反率0%）/2 = 12.5% 不適切な販売（使用）者数/調査等実施販売（使用）者数 違反率 ア 販売状況 5 / 20 ×100=25.0% イ 使用状況 0 / 10 ×100=0%					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	12.9%	12.5%	16.7%	95%	A
<地区推進事業>					

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率(%)
(1) 農薬の安全使用の推進	・危害防止講習会等2回 ・危害防止運動参加者1,232名 ・農薬適正使用に係る啓発活動87回	6,000	3,000	50
(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進	・立入検査等の指導販売者21件 使用者10件	116,000	58,000	50
(計)		122,000	61,000	

事業の成果	
1 農薬の安全使用の推進	
(1) 危害防止講習会等の研修会	
ア	農薬危害防止講習会（0回） 全国一斉の緊急事態宣言の発出に伴い中止。
イ	農薬取締法等に係る担当者研修会（2回） 令和2年6月9日及び令和3年3月4日に、権限移譲市町の担当者（延べ41名）を対象に農薬取締法（以下「法」という。）等に係る担当者研修会を実施。
(2) 農薬適正使用に係る啓発活動（87回）	
ア	農薬適正使用講習会（60回）期間：令和2年6月1日～8月31日 県及び市町等が主催で、農薬使用者等を対象として、農薬適正使用等を周知。
イ	農薬使用者に対する現地調査（27回） 権限移譲市町において、農薬使用状況等を確認し、農薬適正使用を周知。
ウ	農薬危害防止運動参加者 延べ1,232名
2 農薬の適切な管理及び販売の推進	
(1) 農薬販売者への立入検査（県が所管する6市町）	
ア	農薬販売届出数：116販売所
イ	立入検査実施数：21件

ウ 検査内容：販売届等の届出状況、帳簿及びその内容、保存状況、農薬の保管状況等、販売の制限・禁止等に関すること等を確認。

エ 検査結果等（農薬取締法の規定違反を確認した販売所数及び違反概要）7件、内訳は以下記載

（ア）法第17条に基づく届出に関する違反：4件（変更1件、廃止3件）

（イ）法第22条に基づく除草剤表示の不備：3件

オ 改善指導状況：販売所の責任者に対して説諭し、改善の理解を得るとともに、後日文書にて改善事項を通知。

カ 改善状況：法第17条に基づく届出（変更届・廃止届）については、速やかに必要書類が提出。

（2）農薬使用者への立入検査

ア 立入検査実施数：10件

イ 検査内容：農薬使用帳簿の整備、農薬の使用状況、農薬保管状況等に関することを確認。

ウ 検査結果等：法の規定違反はなし。

3 目標値に対する実績及び達成度（実施要領別表1に基づき算出）

（1）不適切な販売及び使用の違反率

	不適切な販売（使用）者数	調査等実施販売（使用）者数	違反率
ア 販売状況	7	21	$\times 100 = 33.3\%$
イ 使用状況	0	10	$\times 100 = 0\%$

（2）実績（農薬の不適切な販売及び使用の発生割合）

$(\text{販売違反率} 33.3\% + \text{使用違反率} 0\%) \div 2 = 16.7\%$

（3）目標値に対する達成度（小数点以下第1位は切り捨て）

$(1 - \text{実績値}) \div (1 - \text{目標値}) \div 2 = \text{達成度}$

$(1 - 0.167) \div (1 - 0.125) \times 100 \div 2 = 95\%$

4 成果

（1）農薬の安全使用の推進事業

権限移譲市町の担当者へ法等に係る担当者研修会を実施することで、法の概要、農薬遵守省令、最近の農薬情勢に関する情報等についての理解が深まり、農薬使用者等に対する農薬の適正使用や適切な保管・管理に係る啓発がより効果的に行われ、農薬使用者等の農薬の適正使用等に係る意識の向上が図られた。

（2）農薬の適切な管理及び販売の推進事業

農薬販売者に対する講習会や立入検査等で、農薬の適切な管理及び販売の推進及び法令遵守状況の確認等を行ったことにより、農薬販売者の法令遵守への理解の向上が図られた。

（3）農薬販売者21件及び農薬使用者10件に対する立入検査により、法令遵守状況を確認した結果、改善指導を要する事例は目標5件に対して7件確認されたが、責任者に対する関係法令の遵守を説諭し、届出関係の改善が図られ一定の成果が得られた。

（4）法に係る担当者研修会が2回、農薬適正使用に係る啓発活動が87回、農薬危害防止運動参加者が延べ1,232名であり、農薬販売者への立入検査を21回、農薬使用者への立入検査を10回実施しており、おおむね計画通り実施できている。

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
（第三者会議）  
（委員については別紙参照）  
事業を適切に実施している

国による評価の概要

目標値は概ね達成されており、啓発活動、研修会及び立入検査などに関する事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 家畜衛生の推進	都道府県等名 広島県
事業実施期間 令和2年度	
事業の実施方法	
<p>●事業内容</p> <p>広島県では、大規模養鶏及び養豚農場が複数所在している状況にあり、これら大規模農場において重大な動物感染症が発生した際の体制を整備する必要があることから、「家畜衛生の推進」の目標値を達成するために、以下の取組を行った。</p> <p>(1) 監視体制の整備・強化 BSE検査・施設賃貸及び家畜衛生関連情報の整備等</p> <p>(2) 家畜の伝染性疾患の発生予防 飼養衛生管理基準遵守強化等</p> <p>(3) 家畜の伝染性疾患のまん延防止 家畜伝染病発生時の体制整備等</p> <p>(4) 畜産物の安全性向上 動物用医薬品の適正使用・流通の推進等</p> <p>(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜衛生対策の推進に係る関連機器整備等</p> <p>●目標値の考え方</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度 101.6</p> <p>検査件数について、過去3年間の平均と同程度を計画している。近年、全国的に発生件数が増加している牛伝染性リンパ腫(牛白血病)の摘発に重点をおいて検査を行っており、疾病発生件数についてはほぼ同程度の発生件数を見込んでいる。</p> <p>なお、特定疾病の集団発生等があった場合には、検査体制を更に拡充させ、家畜衛生の推進を図ることとしている。</p>	
現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>29-元年度伝染性疾患発生件数(平均) : 86件</li> <li>29-元年度検査件数(平均) : 12,325件</li> </ul>	
実施後	
<ul style="list-style-type: none"> <li>2年度伝染性疾患発生件数 : 85件</li> <li>2年度検査件数 : 12,350件</li> </ul>	
目標値	
<p>A : 家畜の伝染性疾患の検出率の減少率 : <math>\{(86/12,325)-(85/12,350)\} \div (86/12,325) = 0.01</math></p> <p>B : Aにおける対象疾患の検査件数の増加率 : <math>(12,350-12,325) \div 12,325 = 0.002</math></p> <p>目標値 : <math>100 \times (1+A) \times (1+B) = 101.6</math></p>	

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	101.6	113.0	111%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
(1) 監視体制の整備・強化	BSE検査・施設賃貸及び家畜衛生関連情報の整備等	16,867,320	8,433,500	49	
(2) 家畜の伝染性疾患の発生予防	飼養衛生管理基準遵守強化等	103,300	51,500	49	
(3) 家畜の伝染性疾患のまん延防止	家畜伝染病発生時の体制整備等	2,645,790	1,322,500	49	
(4) 畜産物の安全性向上	動物用医薬品の適正使用・流通の推進等	702,500	351,250	50	
(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	家畜衛生対策の推進に係る関連機器整備等	6,004,900	3,002,250	49	
(計)		26,323,810	13,161,000		

事業の成果
●実施状況
(1) 監視体制の整備・強化
イ 精度管理の適切な実施
適切な校正周期等を考慮の上、必要な検査機器の校正を実施することで、検査機器を適正に管理して検査の信頼性を確保することができた。
リアルタイムPCR装置(1台)、マイクロピペット(1式)、超低温槽(1台)他
ウ BSE検査・清浄化の推進
汚染実態及び防疫対策の有効性を検証した結果、現在の対策が有効であることを確認できた。(検証した頭数157頭)

96 か月齢以上の死亡牛 123 頭, 全頭陰性

48 か月齢以上の死亡牛 34 頭, 全頭陰性

(a) 採材・検査資材の購入等

購入品目 解剖刀替刀 (175 枚), オートクレーブバック (200 枚), ディスポ手袋 (1300 双) 他

## (2) 家畜の伝染性疾患の発生予防

### ア 飼養衛生管理の改善・向上指導

家畜飼養農場 1,309 戸に対し家畜伝染病予防法に基づく定期報告の手引きを送付し、飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を推進することで、飼養衛生管理基準の改善・向上を図った。

## (3) 家畜の伝染性疾患のまん延防止

### ア まん延防止の円滑化

関係機関等への説明会等を実施することで、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図ることができた。

関係機関等への説明会及び防疫演習の開催 17 回

(家畜防疫に係る説明会: 15 回、目的: 全般、参集範囲: 県関係機関, 規模: 7~58 名/回) (防疫演習: 2 回、目的: HPAI、参集範囲: 県関係機関, 市町, 関係団体, 畜産農家等, 規模: 40~41 名/回)

### イ 疾病発生時の体制整備

家畜の伝染性疾患発生時の対策に係る備蓄防疫資材を購入し、防疫措置を迅速かつ的確に行うための体制を整備することができた。

備蓄防疫資材の購入 豚用ワクチン針 (1500 本), ゴム手袋 (13,900 双), 長靴 (117 足) 他

## (4) 畜産物の安全性向上

### イ 動物用医薬品の適正使用と危機管理

次の検査を行うことで、安全な畜産物の供給体制を推進することができた。

(a) 動物用医薬品の適正使用と流通 35 店舗, 全て適切に実施

(b) 医薬品の検査 2 品目, 全て合格

(c) 医薬品の使用実態調査 30 戸, 全て適切に使用

(d) 薬剤耐性の発現状況検査 2 戸で国が定める菌種 (サルモネラ, 黄色ブドウ球菌) を分離し, 菌株分与した

## (6) 家畜衛生対策の推進にかかる関連機器の整備

適切な耐用年数等を考慮の上, 必要な検査機器を整備することで, 検査の信頼性を確保することができた。(計 12 台)

血球計算機 (1 台), フリーザー (2 台), 恒温器 (1 台), 恒温槽 (1 台), 電子

天秤 (2 台), 培養器 (1 台), ph 測定器 (1 台), オートクレーブ (1 台), 冷凍冷蔵庫 (1 台), 低温インキュベーター (1 台)

## ●成果

・現状 29-元年度伝染性疾患発生件数 (平均): 86 件

29-元年度検査件数 (平均): 12,325 件

・実施後 R2 年度伝染性疾患発生件数: 63 件

R2 年度検査件数: 11,480 件

・実績値 A: 家畜の伝染性疾患の検出率の減少率 (a):  $((86/12,325)-(63/11,480)) \div (86/12,325) = 0.214$

B: Aにおける対象疾患の検査件数の増加率 (b):  $(11,480-12,325) \div 12,325 = -0.069$

充実度 (実績値):  $100 \times (1+a) \times (1+b) = 113.0$

・達成度 = 実績値 / 目標値  $\times 100 = 111\%$

## 都道府県等による評価の概要

畜産農家及び関係団体等への家畜衛生に関する情報の迅速・的確な情報提供及び衛生指導の取り組みの強化により、関係者の家畜防疫に対する意識の向上を図った。

また、検査機関における検査機器の校正及び体制の整備を実施したことで、伝染性疾患に対する的確な対応や検査が可能となり防疫体制の充実強化が図られた。

以上の取り組みを実施した結果、本年度の目標値については達成することができた。

なお、本交付金を活用して行った取組の成果もあり、令和2年12月には県内養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生時に、防疫措置を速やかにおこなうことができたため、1件の発生に留めることができたと評価する。

今後も、発生防止対策として、農場における衛生対策の向上に対する取り組みを強化し、体制を整備することで、家畜衛生の推進を図りたい。

## 第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
(第三者会議)

事業を適切に実施している。

## 国による評価の概要

目標値は達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。

家畜衛生を取り巻く環境が厳しくなる中、地域関係者との連携や日頃の衛生指導の効果が現れており、引き続き、監視体制の整備、伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に取り組まれることを期待する。

目標 養殖衛生管理体制の整備 (一般型)					
事業実施期間 令和2年度			都道府県等名 広島県		
【事業の実施方法】					
〔事業内容〕					
1 養殖衛生管理指導 養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会を開催、並びに水産用医薬品等の適正使用にかかる巡回指導を行った。					
2 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生予防及びまん延防止を図るため、特定疾病にかかる魚病診断や、アユ冷水病等保菌検査を行った。					
【目標値】					
養殖衛生管理指導					
目標実施経営体数割合：指導実施経営体数 (103) / 経営体数 (111) × 100 = 92.8%					
〔目標値の根拠〕					
・ 経営体数 111 (104)					
① 給餌経営体数 93 (93)					
② アユ冷水病対策等を行っている内水面漁業協同組合数 20 (20)					
・ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 3 (4)					
・ 養殖衛生指導等を行う経営体数 (実経営体数) 103 (101)					
① うち指導会議によるもの 23 (40)					
② うち巡回指導によるもの 44 (44)					
③ その他によるもの 103 (101)					
※ ( ) 内は、R1年度の数値					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	97.1%	92.8%	92.6%	99%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(2) 養殖衛生管理指導	魚病指導研修会等	22,755	11,377	49	
(5) 疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病・アユ冷水病等保菌検査等	341,800	170,900	50	
計		364,555	182,277	49	

事業の成果	
【実施した事業内容】	
1 養殖衛生管理指導	
・ 以下の魚病指導研修会を開催し、養殖技術指導を行った。 24 経営体参加 (令和2年12月、令和3年1月)	
・ 水産用医薬品等の使用状況調査 周年にわたり、水産用医薬品等の適正使用指導に係る巡回指導を41 経営体に対して実施した。	
2 疾病の発生予防・まん延防止	
・ 養殖経営体に対して、魚病診断等を海面4件、内水面29件、実施した。	
【成果】	
以下のエの経営体に対して上記の養殖衛生管理指導を行ったことにより、養殖魚の安全性が確保され、また、魚病診断及びアユ冷水病保菌検査により、魚病の発生防止及びまん延防止が図られ、健全で安全な養殖魚の生産体制が確保された。	
ア 養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合 指導実施経営体数 (100) / 経営体数 (108) × 100 = 92.6% . . . . . [実績値]	
イ 経営体数	108
① 給餌経営体数	92
② アユ冷水病対策等を行っている内水面漁業協同組合数	20
ウ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数	3
エ 養殖衛生指導等を行った経営体数 (実経営体数)	100
① うち指導会議によるもの	24
② うち巡回指導によるもの	41
③ その他によるもの	100
〔達成度〕 実績値 (92.6%) / 目標値 (92.8%) = 99%	
都道府県等による評価の概要 適切に事業が実施されている。	
第三者の主なコメント 広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議) (委員については別紙参照)  事業を適切に実施している。	国による評価の概要  目標値は概ね達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導、疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 養殖衛生管理体制の整備（特別交付型）					
事業実施期間 令和2年度			都道府県等名 広島県		
【事業の実施方法】					
1 疾病の発生予防・まん延防止					
<p>令和3年3月2日に広島県内の養殖場のバナメイエビが急性肝臓壊死症に感染していることを確認したことから、移動禁止措置を命じた上で、まん延を防止するため、該当養殖場内水槽のバナメイエビの焼却処分及び関連飼育器具・施設等の消毒を実施した。</p>					
【目標値】					
特定疾病である急性肝臓壊死症のまん延を防止すること。					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
特定疾病のまん延防止措置	—	特定疾病のまん延防止	特定疾病のまん延防止	達成	適正
<地区推進事業>					
—					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
(5) 疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病のまん延防止措置	246,402	246,402	100	
計		246,402	246,402		

事業の成果	
【実施した事業内容】	
1 疾病の発生予防・まん延防止	
(1) バナメイエビの焼却処分 検査の結果、陽性が確認されたバナメイエビが飼育されていた養殖場内水槽の全てのバナメイエビ104.56kg、約20,000尾を焼却処分した。	
(2) 養魚水槽及び関連飼育器具等の消毒 養殖場の全ての水槽及び飼育器具を次亜塩素酸ナトリウムで消毒した。	
【成果】	
該当施設からのバナメイエビの移動禁止、該当養殖場のバナメイエビの焼却処分並びに、関連飼育器具及び該当養殖水槽の消毒を実施した結果、当該施設において、その後発生がなかったことから、急性肝臓壊死症のまん延防止が図られた。	
<実績>	
特定疾病のまん延防止措置を行ったことにより、急性肝臓壊死症のまん延防止が図られた。	
<達成度>	
目標値である「特定疾病のまん延防止」が図られたことから、「達成」できた。	
都道府県等による評価の概要	
これら取組により、急性肝臓壊死症のまん延防止が図られた。	
専門家の意見（公益社団法人広島県獣医師会 山根由樹）	
迅速に焼却処分を行い、的確な消毒を実施することで、まん延を防ぎ、設定した目標を十分に達成している。	
第三者の主なコメント	国による評価の概要
広島県農業関係施策検討会議（第三者会議）	
事業を適切に実施している。	目標値は達成されており、当該施設において、特定疾病のまん延防止が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。



目標 重要病害虫の特別防除等					
事業実施期間 令和2年度		都道府県等名 広島県			
事業の実施方法					
<p>【事業の実施方法】</p> <p>侵入を警戒しているチチュウカイミバエ, ミカンコミバエ種群及びウリミバエについては, 県内の主要なかんきつ生産地帯において, コドリングについては, 県内の主要りんご生産地帯において, それぞれフェロモントラップを用いて侵入警戒調査を実施した。</p> <p>【目標値】</p> <p>チチュウカイミバエ, ミカンコミバエ種群, ウリミバエ及びコドリングの調査総回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チチュウカイミバエ 8か月(4月~11月) × 7か所 = 56回</li> <li>・ミカンコミバエ種群, ウリミバエ 8か月(4月~11月) × 7か所 = 56回</li> <li>・コドリング 8か月(4月~11月) × 1か所 = 8回</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 120回</p>					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
対象病害虫の調査の総回数	120回	120回	120回	100%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
重要病害虫侵入警戒調査等の実施	調査総回数 120回	231,000	231,000	100	

事業の成果	
<p>【実施した事業内容】</p> <p>(1) チチュウカイミバエ 調査地点数: かんきつ生産地帯を中心に7か所(呉市2、大崎上島町2、尾道市3) 調査回数: 4月~11月の8回(概ね月1回程度)</p> <p>(2) ミカンコミバエ種群, ウリミバエ 調査地点数: かんきつ生産地帯を中心に7か所(呉市2、大崎上島町2、尾道市3) 調査回数: 4月~11月の8回(概ね月1回程度)</p> <p>(3) コドリング 調査地点数: りんご生産地帯1か所(庄原市) 調査回数: 4月~11月の8回(概ね月1回程度)</p> <p>【成果】</p> <p>侵入警戒調査の結果, いずれも発生は認められなかった。</p> <p>・達成度 実績値/目標値 × 100 = 120/120 × 100 = 100%</p>	
都道府県等による評価の概要	
適切に事業が実施されている。	
第三者の主なコメント	国による評価の概要
<p>広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議) (委員については別紙参照)</p> <p>事業を適切に実施している。</p>	<p>目標値は達成されており、侵入警戒等調査に関する事業は適切に実施されたと評価する。</p>